

平成18年1月1日告示第35号

○南相馬市人工透析患者通院交通費補助事業実施要綱

平成18年1月1日告示第35号

## 改正

平成19年3月29日告示第19号

平成20年2月19日告示第7号

平成27年12月25日告示第176号

南相馬市人工透析患者通院交通費補助事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** 市は、腎臓機能障がい者（以下「障がい者」という。）が人工透析のため医療機関へ通院するのに要する交通費（以下「通院交通費」という。）の一部を補助することにより、障がい者の経済的負担の軽減を図り、もって福祉の増進に努めるものとする。

(定義)

**第2条** この告示で定める通院交通費の「受給資格者」とは、市内に住所を有する障がい者で、次のすべてに該当するものをいう。ただし、施設等に入所している人工透析患者については、南相馬市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例（平成18年南相馬市条例第121号）第3条第1項ただし書の規定を準用する。

(1) 障がい者の前年の所得（前年の所得が未確定の場合は前々年の所得とする。以下次号において同じ。）がその者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下次号において「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。）附則第32条第11項の規定によりなおその効力を有するものとされた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第53号）第1条の規定による旧国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。以下「旧政令」という。）第6条の4第1項に定める額以下であること。

(2) 障がい者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得又は障がい者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、主として障がい者の生計を維持する者の前年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて旧政令第5条の4第2項に定める額未満であること。

(3) 通院交通手段及び通院交通費の算出基礎が別表に掲げるものに該当すること。

(4) 通院交通費の月額が5,000円を超えること。

(5) 通院区間の距離が片道1.5キロメートル以上であること。

(6) 市内の医療機関又は最寄りの医療機関に通院すること。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

(7) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者でない者

(8) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項の規定に基づく被支援者で、同条第2項第3号の給付を受けていない者

(補助の方法及び補助額)

**第3条** 補助は、予算の範囲内で通院交通費の一部に相当する額（以下「補助金」という。）を支給することによって行うものとする。

2 前項の補助金は、月を単位として支給するものとし、その額は、受給資格者が現に通院に要した交通費の月額（現に通院に要した交通費の月額が3万円を超えるときは、3万円とする。）から5,000円を差し引いた額とする。

(受給資格者の認定)

**第4条** 前条に規定する補助金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、通院交通費補助金受給資格認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長の認定を受けなければならない。

(1) 通院している医療機関の通院証明書（様式第2号）

(2) 申請者が市内の医療機関又は最寄りの医療機関以外の医療機関に通院するときは、その理由及び通院する医療機関の医師の意見を記載した申立書（様式第3号）

2 市長は、申請者が第2条の規定に該当するか調査し、補助金の受給資格があると認定したときは、当該申請者に通院交通費補助金受給資格者認定通知書（様式第4号）を交付するとともに、人工透析患者通院交通費受給者台帳を作成するものとする。

(補助金の請求)

**第5条** 受給資格者は、毎年3月、6月、9月及び12月のそれぞれ10日までに通院交通費補助金請求書（様式第5号）により、次条に定める各支給期月の前3月分の補助金の請求を市長に対して行わなければならない。ただし、受給資格者が他の市町村へ転出するとき、又は医療機関へ入院するときは、次条に定める支給期月前であっても請求できるものとする。

2 受給資格者は、通院区間の全部又は一部についてタクシーを利用した場合は、その領収

書を前項に規定する請求書に添付しなければならない。

(補助金の支給)

**第6条** 補助金は、毎年3月、6月、9月及び12月の4期に支給する。ただし、支給すべき理由が消滅した場合における当該支給期に支給されることとなる補助金は、その支給期月前であっても支給するものとする。

(現況届の提出)

**第7条** 受給資格者は、毎年6月末日までに現況届を提出しなければならない。

(通院交通手段の変更)

**第8条** 受給資格者は、通院交通手段を変更するときは、新たに第4条第1項に規定する申請書を市長に提出し、その認定を受けなければならない。ただし、第4条第1項各号に掲げる書類の添付は省略できるものとする。

2 第4条の規定は、受給資格者が通院する医療機関を変更するときに準用する。

(受給資格喪失の届出)

**第9条** 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに通院交通費補助金受給資格喪失届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(1) 他の市町村へ転出するとき。

(2) 医療機関へ入院するとき。

2 受給資格者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者が速やかに前項の手続をとらなければならない。

(不正行為による補助金の返還)

**第10条** 市長は、受給資格者が偽りその他不正の行為により補助金の支給を受けたときは、既に支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

**第11条** この告示に定めるもののほか、人工透析患者通院交通費補助事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の小高町人工透析患者通院交通費補助事業実

施要綱（昭和57年小高町訓令第4号）、鹿島町人工透析患者通院交通費補助事業実施要綱（昭和59年鹿島町訓令第6号）又は原町市人工透析患者通院交通費補助事業実施要綱（昭和57年原町市訓令第7号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則**（平成19年告示第19号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日前の通院交通費の補助については、なお従前の例による。

**附 則**（平成20年告示第7号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日前の通院交通費の補助については、なお従前の例による。

**附 則**（平成27年12月25日告示第176号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際に現に提出されている改正前の南相馬市人工透析患者通院交通費補助事業実施要綱の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の南相馬市人工透析患者通院交通費補助事業実施要綱の様式によるものとみなす。

**別表**（第2条関係）

優先順位\	通院交通手段	通院交通費の算出基礎	備考
1	列車	通院に利用する列車の運行 区間による旅客運賃等	・指定席料金及びグリーン 料金は含めない。 ・列車、バス、自家用車の 併用も認める。
2	バス	通院に利用するバスの運行 区間によるバス料金	
3	自家用車	燃料11当たりの単価を市	

		長が別に定める額とし、11 当たりの走行距離を10km として、通院区間に応じて算 出した額	
4	タクシー	通院に利用するタクシー料 金	次の場合は、算出基礎に含 めない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・通院区間のうち列車（バ ス）路線の駅（停留所） に至る距離が片道1.5km に満たない場合</li> <li>・通院区間の全部又は一部 に列車（バス）の利便が あり、これを利用しても 透析に支障がない場合</li> <li>・自家用車による通院が可 能な場合</li> <li>・列車、バス、自家用車の 併用も認める。</li> </ul>

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第4条関係）

様式第5号（第5条関係）

様式第6号（第9条関係）